

平成23年9月2日
第2314号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○道路の供用開始（376、377・仙北地域振興局建設部）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）	1
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）	2
公安委員会告示	
○技能検定員審査の実施（81・運転免許センター）	2
○教習指導員審査の実施（82・運転免許センター）	3
○技能検定員審査の実施（83・運転免許センター）	4
○教習指導員審査の実施（84・運転免許センター）	6

告 示

秋田県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年9月2日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	広久内角館停車場線	仙北市角館町岩瀬字下川原607番地先から同564番地先まで

2 供用開始の期日 平成23年9月2日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月2日から同月16日まで

秋田県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年9月2日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	国見大曲線	大仙市清水字乙泉89番地先から鎧見内字板屋300番4まで

2 供用開始の期日 平成23年9月2日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月2日から同月16日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款

変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月2日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成23年8月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ

3 代表者の氏名

菅原展子

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県内に居住する市民に対して、まちづくりに関する研究・調査・啓発事業等を行い、合わせて行政やさまざまな機関に対して活動に基づく提案等を行い、もって市民と行政との協働のまちづくりを通じて市民参画社会の構築に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

理事会の議決

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県七瀧土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月2日

秋田県知事 佐竹敬久

1 退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町六郷東根字上閑田40番地

小西重一

〃 〃 字南明田地44番地の3

高橋秀勝

〃 〃 字上雀柳128番地の2

田口勝久

〃 畑屋字前田93番地1

武藤威

〃 中野字砂館16番地

高橋光勇

〃 金沢東根字蛭川11番地

細井諭

大仙市払田字下払田188番地

土井文夫

〃 高梨字上高梨200番地

茂木繁雄

〃 〃 字田茂木60番地

竹内政男

〃 橋本字上橋本94番地

樋尾博吉

〃 上野田字川端37番地1

本間運吉

仙北郡美郷町野荒町字町の内148番地

傳野公太郎

〃 境田字五羽田78番地

鈴屋昭治

〃 上深井字老形170番地

佐藤一男

〃 佐野字下佐野15番地

佐藤龍一

〃 飯詰字轄町53番地1

本間純男

2 就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町六郷東根字南明田地44番地の3

高橋秀勝

〃 畑屋字前田93番地1

武藤威

大仙市高梨字田茂木60番地

竹内政男

〃 橋本字上橋本94番地

樋尾博吉

〃 払田字下払田188番地

土井文夫

仙北郡美郷町境田字片田24番地

森本武廣

〃 野荒町字町の内148番地

傳野公太郎

〃 佐野字下佐野15番地

佐藤龍一

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第81号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施す

るので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成23年9月2日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成23年10月7日（金）午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者にあっては、中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあっては、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成23年9月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（二種）を受けようとする者は、22,450円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄の技能検定員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に係る法令その他の知識	2,750円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第82号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成23年9月2日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（中型二種）
- (3) 教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成23年10月7日（金）午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあっては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成23年9月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、13,300円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,500円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第83号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成23年9月2日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査(大型)
- (2) 技能検定員審査(中型)
- (3) 技能検定員審査(普通)
- (4) 技能検定員審査(大特)
- (5) 技能検定員審査(大自二)
- (6) 技能検定員審査(普自二)
- (7) 技能検定員審査(牽引)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成23年10月7日(金)午前10時から
- (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成23年9月5日(月)から同月9日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては、24,700円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700円から同表中欄の技能検定員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあっては、20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては、14,100円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,100円から同表右欄の技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(大・中型)に係る額	技能検定員審査(普通)に係る額	技能検定員審査(大・中・普通)以外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,050円	6,750円	2,250円
3 教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては14,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあっては11,650円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては4,650円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては4,600円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつ

ては4,100円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては4,600円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあっては23,950円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては19,700円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあっては13,300円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第84号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成23年9月2日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）
- (4) 教習指導員審査（大特）
- (5) 教習指導員審査（大自二）
- (6) 教習指導員審査（普自二）
- (7) 教習指導員審査（牽引）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成23年10月7日（金）午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成23年9月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあっては、15,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては、12,150円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては、9,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査 (大型・中型)に 係る額	教習指導員審査 (普通)に係る額	教習指導員審査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 教則の内容となっている事項その他自動車 の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知 識	1,400円	1,200円	1,150円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては9,200円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては6,350円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては3,750円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては3,050円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては2,600円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあっては14,900円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては11,400円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあっては8,700円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

正 誤

ページ

行

誤

正

平成22年12月3日(第2237号)掲載の秋田県告示第563号(指定施業要件変更予定通知)

(原稿誤り)

3

17

由利本荘市下直根

由利本荘市鳥海町下直根

発行者	秋田県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話 : 018-862-8766 FAX : 018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号